

# 監査公表

定期監査等の結果公表について

地方自治法の規定に基づき実施した令和5年度の  
定期監査等の結果を次のとおり公表します。

## 監査の対象

### 【定期監査】

「行政経営部」  
総合政策課、財政課、財産活用課、  
税務課、業務改善・DX推進課  
「都市建設部」  
住宅課、建設政策課、土木管理課、  
土木建設課、建築課、都市計画課、  
農業土木課

### 【財政援助団体等に対する監査】

「財政援助団体」  
○飯塚市商工会  
○飯塚市社会福祉協議会  
「指定管理者」  
○飯塚市新産業創出支援センター  
（株）福岡ソフトウェアセンター  
○飯塚市穂波福祉総合センター  
（株）トキワビル商会  
○飯塚市庄内生活体験学校  
特定非営利活動法人  
体験教育研究会ドングリ

### 【工事監査】

○上水道課

太郎丸浄水場粒状活性炭設備新設等  
工事

## 監査の結果

令和5年度の監査については、市の  
財政に関する事務の執行、市の経営に  
係る事業の管理および工事の執行など  
が、法令等に準拠し適正に行われてい  
るか、また、住民の福祉を増進し、最  
少の経費で最大の効果を上げるよう効  
率的に行われているかなどを着眼点と  
し監査を行いました。

まず、定期監査の結果については、  
一部の事務処理において飯塚市事務決  
裁規程などに違反する不適切な事務処  
理がなされていきましたので、文書によ  
る指摘を行い、事務執行の適正化を求  
めました。

特に、都市建設部農業土木課におい  
ては、以前より是正を求めていた債権  
管理において改善が図られておらず、  
極めて不適切な事務処理が行われてい  
ましたので、強く是正を求めました。  
（監査委員指摘事項）参照）

詳細は  
市HPを  
ご確認  
ください



飯塚市監査委員 篠崎 充俊  
飯塚市監査委員 瀬戸 元

財政援助団体および指定管理者に対  
する監査では、一部の事務においては是  
正、改善を要する事項が見受けられま  
したので、速やかに措置を講じるよう  
対象団体および主管課へ指摘を行いま  
した。

また、工事監査については、工事が  
法令等に準拠し適切かつ効率的、経済  
的に執行されているかなどを主眼とし  
て実施しました。

その結果、事業計画、設計、施工の  
各段階および成果は、おおむね良好で  
あると認められました。

## 監査委員指摘事項

法定外公共物占用料の  
債権管理について

農業土木課において、次のような極  
めて不適切な事務処理が確認された。  
①債権管理台帳の「債権徴収に係る履  
歴（債務者ごとの追跡調査記録）」につ  
いて、不納欠損処理が必要な者以外の  
更新がされておらず、令和4年度以降  
は新規債務者の追加がされていないかっ

た。②実際には行っていない催告書の発  
送について追跡調査記録に記載し、時  
効（5年）として不納欠損を行っていた。  
③令和4年度末に不納欠損処理をした  
際に、対象者の漏れがあった。④申請書  
を提出していない更新対象者に対し、  
更新すべきかどうかの確認をしないま  
ま占用許可を行い、占用料を課してい  
る。⑤占用料を納めていない占用者に対  
し、占用許可取消し等の処分について  
の協議を行っていない。⑥令和5年度の  
督促状を発していない。⑦平成31年3月  
以降催告書を発していない。⑧電話、訪  
問等の債権回収の交渉を全く行ってい  
ない。⑨令和5年度法定外公共物（農業・  
林業用）占用料納付書の発送について、  
決裁を受けずに送付していた。⑩令和5  
年度法定外公共物（農業・林業用）占  
用料納付書の納期限（更新の場合は条  
例で5月31日）、及び令和5年度滞納繰  
越調定書（令和3年度以前滞納分）の  
調定日を誤っていた。

これらの事実以外にも不適切または  
そのように疑われる事務処理が見受け  
られ、法定外公共物占用料の債権管理  
については問題が山積している現状に  
あり、管理監督者の責任は非常に重い  
ものがある。

管理監督者は職責を十分に自覚し、  
事務の確認体制の徹底を図るなど、組  
織として適切な事務処理が行われるよ  
う早急に体制を整備すること。